

\ パパ・ママ必見! /

子ども・子育てインフォメーション

小・中学校新1年生の遺児の保護者に祝金を支給します **要申込** 申問子育て支援課 ☎43-9581

市内に住所があり、小・中学校に入学する遺児と同一生計にある保護者に、入学祝金を支給します。

- **対象** 次のいずれかに該当する児童
 ▷父か母または両親とも亡くなっている ▷父か母または両親とも生死が不明
- **持ち物** 上記の状況が確認できる書類(児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、遺族年金証書など)、保護者名義の預金通帳
- **支給額** 遺児1人につき1万円
- **申請期間** 4月1日(水)～30日(木)
 ※(土)(日)(祝)を除く、4日(土)・5日(日)は受け付け
- **支給予定日** 5月29日(金)



詳しくはこちら



ひとり親家庭の人に手当を支給します **要申込** 申問子育て支援課 ☎43-9581

父または母と同一生計にない児童を監護している母、監護しかつ同一生計にある父または養育者(父母以外の人)に対し、児童が18歳(中程度の障がいがあるときは20歳)に達する日以後最初の3月31日まで手当が支給されます。手当額は所得に応じて決定されます。

- **対象** 次のいずれかに該当する児童
 ▷父母が離婚 ▷父または母が死亡 ▷父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある
 ▷父または母の生死が明らかでない ▷父または母から1年以上遺棄されている
 ▷父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
 ▷父または母が1年以上拘禁されている ▷父または母が未婚

※全国消費者物価指数の変動により、4月から手当額が引き上げられます。(金額は見込み)

- ▷手当額 最大で月額48,050円(改定前46,690円)
- ▷第2子以降加算額 最大で月額11,350円(改定前11,030円)



詳しくはこちら



児童手当の申請はお済みですか? **要申込** 申問子育て支援課 ☎43-9428

子どもが生まれたときや、他の市区町村から転入したときは、15日以内に申請が必要です。原則、申請した月の翌月からの支給となりますが、誕生日や転入した日(転出予定日)が月末に近く、申請が翌月になった場合は、15日以内の申請であれば、申請月分から支給します。申請が遅れた場合、さかのぼって支給することができませんのでご注意ください。

※公務員の場合は勤務先への申請となります。

- **対象** 高校卒業まで(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している人
- **支給時期** 毎年4・6・8・10・12・2月(それぞれの前月分までの手当を支給)
- **支給額**

	第1子、2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生	10,000円	30,000円



詳しくはこちら



※「第3子以降」とは、22歳に達する日以後最初の3月31日までの子の中で、3番目以降の子をいいます。ただし、大学生年代の子は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の届け出をしている子に限ります。

4月の相談・教室など

会場名の記載がない事業の実施場所は、総合保健センター(田向三丁目6-1)です。

記号の説明 オンライン相談 電話相談 面談による相談 **要申込** 申し込み必要

	名称	日時・場所	対象・定員	内容・持ち物	申込期間	申し込み先 問い合わせ先
妊産婦など	相談 はちまむ相談 (母子健康相談) 	(月)~(金) ※(祝)を除く 8:15~12:00、 13:00~17:00	助産師・保健師などが妊産婦や乳幼児の保護者の心身の健康、子育てについて面談・電話・オンライン相談で応じる (はちまむとは、八戸のママたちを応援・相談する所です)			すくすく親子健康課 ☎38-0711
	交流会 はちまむサロン (妊産婦交流会) 要申込	17(金)10:00~12:00	妊婦と産後4か月ごろまでの産婦 ●定員 10組	妊産婦が交流する場 ●持ち物 母子健康手帳	前日まで	オンライン相談は、市ホームページからも申し込み可
	ケア 産後ケア事業 要申込	随時(施設受け入れ可能日) 受託医療機関など	育児不安などのある産婦と赤ちゃん	日中の通所型や宿泊型のケア ※利用料一部負担あり	1週間前まで	
	教室 両親学級 ~初めてパパ・ママになる方へ 要申込	5/13(水) 午前の部 9:30~11:30 午後の部 13:30~15:30	市内在住で、出産予定日が6/25~10/28の初産妊婦とその夫 ●定員 各回24組(先着順)	赤ちゃんの育て方、パパの沐浴・着替え・おむつ交換体験	4/22(水)~24(金)にすくすく親子健康課 ☎38-0711、38-0712 アプリ「母子モ」からも申し込み可 	
乳幼児	相談 赤ちゃん健康相談 	15(水) 受付 9:45~10:00 終了は12:00ごろ	生後4か月~1歳未満	身長・体重測定、子育てや離乳食についての相談 ●持ち物 母子健康手帳、バスタオル	申し込み不要	
	相談 よちよち健康相談 		1~2歳ごろ			
	相談 2~3歳児発達相談 のびのびクラス 要申込	16(木)9:30~15:10 (初回相談 14:00~15:10)	おおむね 1歳6か月児健康診査後~3歳5か月	子どもの発達についての相談 ※来所時間・日時は予約時にお知らせ	2週間前まで	すくすく親子健康課 ☎38-0712
	相談 3~5歳児発達相談 あいあいクラス 要申込	23(木) ※7月まで全4回開催	おおむね 3歳6か月~5歳		4/9(木)まで	
	相談 栄養士による個人相談 	1(水)10:00~12:00、 13:00~16:00	子どもの食生活について相談に応じる。電話相談は随時受け付け。			
健診	乳児股関節脱臼検診 要申込	8・15・22の各(水) 受付 13:10~13:30 総合健診センター(田向)	生後60~120日	●持ち物 母子健康手帳、バスタオル、「乳児健診受診票(一式)」に同封されている「乳児股関節脱臼検診受診券」と「親と子の健康度調査アンケート」	受診希望日の3週間前まで	総合健診センター(田向) ☎70-5563
	1歳6か月児健康診査	21(火)	6年9/1~9/14生	約1か月前に対象者に通知		すくすく親子健康課 ☎38-0712
	3歳児健康診査	14(火) 28(火)	4年10/1~10/18生 4年10/19~11/3生			
教室 すくすく離乳食教室 要申込	10(金) 午前の部 10:30~11:30 午後の部 13:30~14:30	3~5か月の赤ちゃんの保護者 ●定員 各回15組	講話、離乳食作りの見学 ●持ち物 母子健康手帳、筆記用具	1週間前までにすくすく親子健康課 ☎38-0712 アプリ「母子モ」からも申し込み可 		
その他	相談 不妊専門相談 要申込	15(水)16:00~17:00	不妊や不育症で悩む夫婦など ●定員 2組	専門医が相談に応じる	1週間前まで	すくすく親子健康課 ☎38-0714 (専用電話)
	相談 性と健康の相談 	(月)~(金) ※(祝)を除く 9:00~16:00	性や妊娠・生殖に関することについて保健師・助産師が相談に応じる			



ひとり親家庭の経済的な自立を支援します 要申込 ☎ 申間子ども家庭相談室 ☎38-0703

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、各給付金を支給しています。受給するには条件がありますので、修学・受講開始前に、母子・父子自立支援員にご相談ください。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

	高等職業訓練促進給付金等	自立支援教育訓練給付金	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
内容	資格取得のため養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活費を助成	対象講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を助成	対象講座を受講する場合に経費の一部を助成
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ▷ひとり親家庭の親(20歳未満の子を扶養している) ▷児童扶養手当を受給しているまたは同等の所得水準にある ▷過去にこの給付金を受給したことがない 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ひとり親家庭の親(20歳未満の子を扶養している) ▷母子・父子自立支援員と面接し、母子・父子自立支援プログラムの策定などを受けている ▷過去にこの給付金を受給したことがない 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ひとり親家庭の親(20歳未満の子を扶養している)または扶養されている子 ▷母子・父子自立支援員と面接し、母子・父子自立支援プログラムの策定などを受けている ▷過去にこの給付金を受給したことがない
対象資格・講座	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、理容師、社会福祉士など	雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ▷促進給付金 最大月額14万円(上限48か月) ▷修了支援給付金 最大5万円 	経費の最大60%(上限あり)	<ul style="list-style-type: none"> ①受講開始時給付金 受講費用の4割(上限 通信制10万円・通学制20万円) ②受講修了時給付金 受講費用の1割(①と合わせて上限 通信制12万5千円・通学制25万円) ③合格時給付金 受講費用の1割(①②と合わせて上限 通信制15万円・通学制30万円)

「児童虐待・DVかな?」と思ったら、ご連絡を!

【児童虐待相談】 身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト(育児の怠慢・拒否など)

子ども家庭相談室 (八戸市子ども家庭センター)	☎38-0704(直通) ※メール相談も受け付け
児童相談所 虐待対応ダイヤル	☎189(全国共通) ※24時間受け付け・通話無料
子ども虐待ホットライン (青森県三八児童相談所)	☎0120-74-6552 ※24時間受け付け・通話無料



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

メール・チャットはこちら



子ども家庭相談室



八戸市配偶者暴力
相談支援センター



DV相談+
※10か国語に対応

【DV相談】 配偶者や恋人、パートナーからの身体的・精神的・性的な暴力に悩んでいる人

八戸市配偶者暴力相談支援センター	☎38-7339(直通) ※メール相談も受け付け
DVホットライン (青森県女性相談支援センター)	☎0120-87-3081 ※24時間受け付け・通話無料
DV相談ナビ	☎#8008
DV相談+	☎0120-279-889 ※24時間受け付け・通話無料、チャット相談も受け付け

